

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

## 支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	パソコン購入(専用)		
年 月 日	令和元年6月10日～平成 年 月 日	金 額	160,600円

目的	――
使途	――
政務活動・ 県政との 関連性	――

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
すべて専用 (政務活動費)	160,600円	100%	160,600円

\* 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



ようこそ  
鈴木 澄美様

前回ログイン  
2019年6月5日 11:26

トMyJCBトップ ト会員登録 トサービス停止のご案内 ト問い合わせ

登録 Eメール  
himena@tokai.or.jp

## カードご利用代金明細(確定分)

### カードご利用代金明細の照会

#### お振替年月日の選択

2019年6月10日お振替分ご利用明細(確定分)

▼ 照会

さらに過去のご利用明細を照会する

Oki Dokiポイントをおトクにためる方法、ご存じですか??

ポイント倍増のキャンペーン開催中!

今月はいつまで! ポイント最大20倍

いまからでも間に合う! お支払金額を変更できるまでクリック

### カード情報

カード名称	ANA ToMeCARD PASMO
カード発行会社	株式会社ジェーシーピー
金融機関名	[REDACTED]
支店名	
科目・口座番号	[REDACTED]
口座名義	スズキ スミヨシ
今回のお支払日	2019年6月10日(月)
今回のお支払金額合計	11口

お客様情報保護のため、口座番号の下3桁は表示しておりません。

### ポイント照会

#### ポイント照会

「1回払い」を「リボ・分割・スキップ払い」に変更できます。

7月お支払い分の変更は7月3日(水)7:55PMまで!

一部金融機関をお支払い口座に指定している方は、7月1日(月)まで。

お支払い口座を指定されていない方は、6月20日(木)まで。

一部利用できないカードがあります。

一部金融機関

変更登録はこちら

いまなら総額1,000万円が当たるキャンペーン実施中!

### ANAマルチポイントコース(5マイル)

【ポイント20%優遇適用中】

当月獲得	ご使用ポイント		通常ポイント累計	ボーナスポイント累計	次回失効予定日とポイント数	内ボーナスポイント
	内ボーナスポイント	外ボーナスポイント				
675	112	0	0	3311	478	2019/09/15 205

●ボーナスポイントは、Oki Dokiポイント1ポイント=ANAマイレージ3マイルとして移行が可能です。(500ポイント以上1ポイント単位で交換可能)

ANAマイレージ以外の商品に交換する場合は、通常ポイント・ボーナスポイントに関わらず、失効予定日が近いポイントから交換(減算)されます。

●スターα適用中。本年の集計金額は、64万円です。50万円達成で翌年はスターβ、100万円達成でスターαとなります。

2019年5月15日現在

### 2019年6月10日お振替分のカードご利用明細

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細		今回のお支払明細			摘要	備考
		ご利用 金額 (円)	支払 区分	今回 回数	訂正 サイン	お支 払 金額 (円)		
<b>ANA ToMeCARD PASMO 鈴木 澄美様</b>								
2019/04/16								*
2019/04/27								*
2019/05/04								*
2019/05/04								*
2019/05/07	富士通ショッピングサイトWEB MART	160,600	1回	1		160,600		*
2019/05/07								*
<b>《ショッピング取組(国内)》</b>								
2019/04/30								*
2019/04/30								*
《その他》								*

1-7-5-1

31-04-25 BA  
31-04-26 FF  
1-05-07 BF  
1-05-10 BF  
1-05-23 BA  
1-05-27 BF  
1-05-31 BF  
1-05-31 FF  
1-05-31 BA  
1-06-10 BF \*567,842 (力) ヲ"イ-ヲ-E"」  
1-06-10 BA

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

## 支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 鈴木澄美)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	NPO法人 ふじ環境俱楽部 年会費		
年 月 日	令和元年5月1日～令和 年 月 日	金 額	166円

会の趣旨・目的	環境保全や環境教育等を主たる活動目的とする市民活動
会の活動内容等	田宿川・和田川・松原川・沼川等河川愛護に県と市、地元企業・市民と協働で取り組む。
政務活動・県政との関連性	リバーフレンドシップに長く関わってきたことで、県行政との橋渡しを果たしてきた市民団体を通じて、県施策の評価を確認する。

## 《領収書貼付枠》

対象期間 令和元年5月1日から令和元年5月31日まで

$$2,000\text{円} \times 1/12\text{ヶ月分} = 166\text{円}$$

H30年春  
領収書原本は、No. 1-8-7-1 に添付済。

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他(定款)

按分の理由 全て政務活動に関わる	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	166円	/	166円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

（平成31年度支当）

様式第1-2号

支出証拠書(各種団体会員費)

(会派名・議員氏名 民主改革会議・鈴木登美)

経費項目	会派代表者	経理責任者	経理担当者
内 容	NPO法人 ふじ環境俱楽部	年会費	

年 月 日	平成30年 7月 7日～平成 年 月 日	金 额	1, 666 円

会の趣旨・目的 環境保全や環境教育等を主たる活動目的とする市民活動

会の活動内容 田舎川・和田川・松原川・沼川等河川愛護に県と市、地元企業・市民と協働で取り組む。

政治活動・団体との関連性 リバーフレンチアップに長く関わってきたことで、県行政との協調度を果たしてきた市民団体を通じて、県地域の評価を確認する。

※添付書類

対象期間 平成30年6月1日から平成31年3月31日まで

$$2, 000 円 \times 10/12 ヶ月分 = 1, 666 円$$

H31/年度

$$2, 000 円 \times 1/12 ヶ月分 = 334 円$$

$$H31/年度 + H30/年度 + 2, 000 円 \times 1/12 ヶ月分 = 1, 666 円$$

$$H31/年度 + H30/年度 + 2, 000 円 \times 1/12 ヶ月分 = 1, 666 円$$

※添付書類：団体の会則・事業概要・その他の定款

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	販路活動費支出額(a×b)
全て販路活動に觸れる	1, 666 円	100%	1, 666 円

※按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び販路活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

（平成30年7月1日）

1-7-5-2

1-7-5-2  
(1-8-7-1)

## 特定非営利活動法人 ふじ環境俱楽部 定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ふじ環境俱楽部 という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県富士市増川19番地の1に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、市民・企業・行政のパートナーシップを基本としながら、富士地域（富士市及びその周辺地域）の自然及び社会的な地域資源を掘り起こし、また磨き上げるとともに、地域資源を活用したまちづくり計画の策定、まちづくり活動の実践、市民団体相互のネットワークの構築等を通じて、市民がこの地域で誇りを持って働き、暮らしていくける資源循環・環境共生型のまちづくりに寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

##### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ①富士地域の自然及び社会的な地域資源（以下「富士地域の地域資源」という。）の調査、整理、広報に関する事業
- ②富士地域の地域資源を活用したまちづくり計画の策定、提案に関する事業
- ③富士地域の地域資源を活用した現場でのまちづくり活動の推進に関する事業
- ④まちづくりに関する勉強会の開催等、人材育成に関する事業
- ⑤富士地域の市民団体等のネットワークの構築及びその活動推進に関する事業
- ⑥①～⑤の事業を進める上で必要な行政、企業、市民のパートナーシップ形成に関する事業
- ⑦その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は次の4種とし、推進会員をもって法上の社員とする。ただし、人格なき社団等が推進会員になるときは、その団体名をもって法上の社員とする。

##### (1) 個人推進会員

この法人の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有する者。

##### (2) 一般会員

この法人の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有しない者。

##### (3) 団体推進会員

この法人の目的に賛同して入会した法人・団体で、総会における議決権を有するもの。

##### (4) 団体一般会員

この法人の目的に賛同して入会した法人・団体で、総会における議決権を有しないもの。

#### (入会)

第7条 会員は、この法人の目的に賛同し、自ら進んで知恵を出し、汗を流し、活動することに同意したものでなければならない。

2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表はそのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体等にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会する事ができる。

## (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名する事ができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に、弁明の機会を与えるなければならない。

## (拠出品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員、顧問及び職員

## (役員の種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 2人
- (3) 理事 (代表及び副代表含む。) 3人以上
- (4) 監事 1人以上

## (役員の選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表及び副代表は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

## (役員の職務)

第15条 代表は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐して業務を掌握し、代表があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、代表に事故があるときはその職務を代理し、代表がかけたときはその職務を代行する。
- 3 代表以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に關し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(- 7- 5- 2

(1-8-7-1)

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または退任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任せし、または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任する事ができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

(役員の報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償する事ができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に、必要に応じて顧問を置く。

- 2 顧問はこの法人の運営等について専門的な立場からアドバイスできる有識者とし、理事会の推薦により、代表が委嘱する。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表が任免する。

1-7-5-2  
(1-8-7-1)

## 第5章 総会

### (総会の種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (総会の構成)

第23条 総会は、推進会員をもって構成する。

### (総会の権能)

第24条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び活動決算
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 合併
- (5) 役員の選任または解任
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) 役員の報酬
- (9) 資産の管理
- (10) その他にこの法人の運営に関する重要事項

### (総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 推進会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

### (総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表が招集する。

2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から代表が指名する。

### (総会の定足数)

第28条 総会は、総推進会員数の3分の1以上の出席がなければ開会する事ができない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した推進会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した推進会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または推進会員が総会の目的である事項について提案した場合において、推進会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(総会の表決権等)

第30条 各推進会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない推進会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の推進会員を代理人として表決を委任する事ができる。

3 前項の規定により表決した推進会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する推進会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 推進会員総数及び出席者数

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した推進会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、推進会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会及び運営委員会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

( - 7 - 5 - 2

( / - 8 - 7 - 1 )

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算の作成並びにその変更
- (2) 役員の職務
- (3) 運営委員会の組織及び運営
- (4) 暫定予算
- (5) 予算費の設定及び使用
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する事項

(理事会の運営)

第34条 理事会の運営方法は、理事会の議決を経て、代表が定める規則による。

(運営委員会)

第35条 この法人は事業の円滑な遂行を図るため、運営委員会を設ける。

- 2 運営委員会は、法人が行う事業全般について、理事会の議決に基づき、企画、調査、研究し、事業を遂行する。
- 3 運営委員会の組織及び運営方法は、理事会の議決を経て、代表が定める規則による。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄付金品
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第40条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び活動予算)

第41条 この法人の事業計画及び活動予算は、代表が作成し、その事業年度の開始する日の10日前までに理事会において、議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出する事ができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をする事ができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席推進会員数の4分の3以上の多数の議決を経かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）

(5) 社員の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項

**(解散)**

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において出席推進会員数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

**(残余財産の帰属)**

第49条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

**(合併)**

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席推進会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

**(公告の方法)**

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 雜則

**(細則)**

第52条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て代表が別に定める。

**附則**

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

- (1) 個人推進会員 入会金 3,000円 年会費 2口以上 (1口 2,000円)
- (2) 個人一般会員 入会金 1,000円 年会費 1口以上 (1口 2,000円)
- (3) 団体推進会員 入会金 20,000円 年会費 1口以上 (1口 5,000円)
- (4) 団体一般会員 入会金 なし 年会費 1口以上 (5,000円)

(- 7 - 5 - 2  
(1 - 8 - 7 - 1)

- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年5月31日までとする。

この定款は、平成24年6月23日から施行する。

この定款は、認証の日(平成24年9月12日)から施行する。

1-ク-5-2

(1-8-9-1)

(別紙)

設立当初の役員名簿

役職名	氏 名
代表	佐野 肇
副代表	小池 智明
副代表	中澤 洋子
理事	太田 真弓
監事	佐藤 雄蔵

この定款の写しは、原本と相違ないことを証明します。

平成29年7月19日

静岡県富士市増川19番地の1

特定非営利活動法人 ふじ環境俱楽部 法人印  
理事 加藤 裕一

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

## 支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請接待等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	自動車 <u>：(自賠責保険料)</u>		
年月日	令和元年5月1日～平成 年 月 日	金額	538円

目的	――
用途	――
政務活動・ 県政との 関連性	――

## 《領収書貼付枠》

今年度5月分  $25,830 \times (1/24) = 1,076$  円

H30年度  
 領収書原本(2. NO. 1-11-5-4 添付済)

按分の理由 政務活動と私用の按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,076円	1/2 50%	538円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

洪武三十一年正月

樣式第1—1號

平成 28 年 5 月 17 日

自転車損害賠償責任保険適用規約  
下記の自動車について、自転車損害賠償責任保険適用規約による自転車損害賠償責任保険が締結されていることを明記します。


按分の理由 政務活動と私用の差分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,600円 <small>3,200円 - 1,600円</small>	1/2	800円 <small>1,600円 × 1/2</small>

※ 指分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に

整理番号 1-7-05-04

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

## 支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 鈴木澄美)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	TMO 吉原 年会費		
年 月 日	平成31年 5月 7日～平成 年 月 日	金 額	3, 000円

会の趣旨・目的	富士 TMO 構想の事業計画に基づき、中心市街地の活性化を目指し、良質な街づくりに寄与することを目的とする。
会の活動内容等	商店街にある個店の魅力発信や、商店街活動への積極的な協力により、地域活性化に向けた様々な事業実施や協力体制をとっている。
政務活動・県政との関連性	中心市街地の活性化は喫緊の課題である。県では個店の魅力発信事業や空き店舗対策などで支援を行っており、その効果や課題を現場から情報収集することが重要である。

## 《領収書貼付枠》

対象期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他（ ）

按分の理由 全て政務活動に関わる	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3, 000円	/	3, 000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-9-5-4

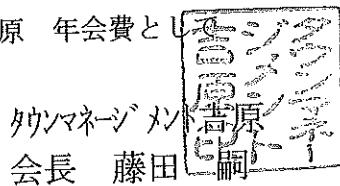
## 領 収 書

令和元年 5月 7 日

鈴木澄美 様

金 3,000 円

但し 平成31年度 タウンマネジメント吉原 年会費として



富商観 第3号

平成31年 4月17日

タウンマネージメント吉原会員各位

タウンマネージメント吉原  
会長 藤田嗣富士TMO タウンマネージメント吉原  
平成31年度 通常総会の開催について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の通りタウンマネージメント吉原の通常総会を開催いたします。

つきましては、時節柄ご多忙の折恐縮に存じますが、ご出席賜りますようご案内申し上げます。

敬具

記

日 時	令和元年5月7日(火) 午後6時00分~
場 所	<u>市民活動センター コミュニティf (ラクロス2F)</u>
議 題	第1号議案 平成30年度 事業報告承認について 第2号議案 平成30年度 収支決算報告承認について 第3号議案 平成31年度 収支予算決定について 第4号議案 平成31年度 事業計画決定について

※誠に勝手ながら31年度会費3,000円について、総会時に徴収させていただくか、欠席の方は、5/28(火)までに吉原小宿までお届けくださいようご協力お願いします。

※総会終了後、懇親会を開催します。詳細は別添をご確認ください。

問合せ先 富士商工会議所 商業観光課 TMO事務局 [REDACTED]  
TEL 52-0995 FAX 52-9796

富士商工会議所 TMO事務局行き

## 5月7日(火)開催の

タウンマネージメント吉原通常総会に

(出 席)・欠 席

(○を付けてください。)

平成31年5月20日

事業所名: 吉原会議所氏 名: 今木登美

## 委任状

タウンマネージメント吉原会長を代理人として下記権限を委任致します。  
令和元年5月7日開催のタウンマネージメント吉原通常総会における議決権行使に関する一切の権限。

年 月 日

事業所名:

氏 名:

印

## 富士TMO タウンマネージメント吉原 会則

## (目的)

第1条 富士 TMO タウンマネージメント吉原は、富士 TMO 構想の事業計画に基づき、中心市街地の活性化を目指し、良質な街づくりに寄与することを目的とする。

## (名称)

第2条 本会は、富士 TMO タウンマネージメント 吉原(以下 タウンマネージメント吉原)と称する。

## (事務所)

第3条 タウンマネージメント吉原の事務所を富士商工会議所に置く。

## (事業)

第4条 タウンマネージメント吉原は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地区全体が一体となった街づくりビジョンの構築及び実施に関すること。
- (2) テーマ別プロジェクト事業に関すること。
- (3) 関係機関との連携・協働による取り組みに関すること。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業に関すること。

## (タウンマネージメント吉原の構成)

第5条 タウンマネージメント吉原は、会員により構成する。

- (1) 会員は、タウンマネージメント吉原の趣旨に賛同する者とする。

## (加入)

第6条 タウンマネージメント吉原の会員となることを希望するものは、所定の加入手続きにより、加入の申込をしなければならない。

## (会費)

第7条 タウンマネージメント吉原の年会費の額は 3,000 円とし会員から徴収する。

## (退会)

第8条 会員は、あらかじめタウンマネージメント吉原に退会する旨を通知し、事業年度の終わりにおいて退会することができる。但し、前項の通知は、事業年度の末日 30 日前までにその旨を記載した書面でなければならない。

## (役員)

第9条 タウンマネージメント吉原に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計理事 1名
- (5) 監事 2名

## (役員の職務)

第10条 会長は本会を代表して会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐しあらかじめ会長の定める順位により、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を処理する。

4 会計理事は、タウンマネージメント吉原の通帳を管理し会計処理をする。

5 監事は、事業活動全般にわたる会計処理を監査する。

## (役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 任期の満了または辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

3 補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選 任)

第12条 会長は総会において選任し、副会長及び理事、監事は会長が指名し総会で承認する。

(総 会)

第13条 総会は会員による通常総会及び臨時総会とし、会長が召集する。

(総会の議長)

第14条 通常総会及び臨時総会の議長は、会長をもってあてる。

(総会の議事)

第15条 通常総会及び臨時総会は、会員数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き決議することができない。

2 通常総会及び臨時総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、当該会員が記名押印した書面または代理人をもって議決権を行使することができる。

(役員会)

第16条 タウンマネージメント吉原に役員会を置く。

2 役員会は、会長、副会長、理事をもって組織する。

3 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

4 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

(役員会の議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、役員会の決議を経なければならない。

2 総会に提出すべき事項。

3 会員の入会の諾否及び除名。

4 プロジェクトチームに関する事項。

5 タウンマネージメント吉原の運営、企画、その他緊急重要事項。

(プロジェクトチーム)

第18条 タウンマネージメント吉原の目的達成にプロジェクトチームを置くことができる。

(経費の賦課)

第19条 タウンマネージメント吉原は、その行う事業の費用にあてる為、会員に経費を賦課することができる。

(事業年度)

第20条 タウンマネージメント吉原の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑 則)

第21条 会則を変更する場合は、総会決議による。また、この会則に定めない事項は役員会に諮って決定する。

付 則 本会則は、平成18年5月29日から適用する。

本会則は、平成20年4月24日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者		
----	-------	---	-------	---	-------	--	--

## 支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請謝賀活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	第7回世界お茶まつり視察		
年月日	令和元年 5月10日	金額	2, 230円

目的	第7回世界お茶まつりの式典参加と視察		
用途	交通費（新東名高速通行料金）、観覧券		
政務活動・県政との関連性	本県の茶の振興と文化、歴史、茶の効能などの学術情報などの発信を目的とした事業の取り組み状況を視察。		
《領収書貼付枠》			
新東名高速利用料	新富士 IC から島田金谷 IC まで	1, 930円	
ふじのくに茶の都ミュージアム観覧券		300円	
	合計	2, 230円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2, 230円	/	100% 2, 230円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



ふじのくに  
茶の都  
ミュージアム

2019年05月10日 (金) 11時00分

券販 印又書

観覧券 大人 0300×2	¥600*
合計 2件	¥600
(内消費税等	¥44)
お預り	¥1,000
お金	¥400

静岡県島田市金谷富士見町3053-2  
0547-46-5588  
レシートNO. 000034 レジ: 0002  
担当: 担当者2 店: 0001

\* もう1人分は、専用券紙の分

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

### 手取用証明書

料金所 島田金谷

お問い合わせは、中日本お客様センター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客様は  
TEL 052-223-0333 (有料)

19年 5月 10日 9時08分

車種 普通

通行料金 ¥1,930-  
(外込)

- 入口料金所 - 新富士  
ETC 有効期限 20年10月

会員番号 (支払 - 1回払い)

中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号 202-00410832-00

世 茶 第 1 号  
平成 31 年 4 月 9 日

鈴木 澄美 様

第7回世界お茶まつり実行委員会  
会長 徳川 恒孝

第7回世界お茶まつり開幕式の御案内

春暖の候、貴職におかれましてはますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

「第7回世界お茶まつり」の開幕に当たりまして、特段の御支援・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当実行委員会では、2001年から3年ごとに「世界お茶まつり」を開催し、世界に向か、茶の魅力の発信を行い、「茶の都しづおか」として国際的な中心性を高めてまいりました。

今回で7回目となる「第7回世界お茶まつり」では、今までの成果を踏襲し、「つなごうO-CHA」をテーマに、茶の産業・文化・学術などの一層の振興を図ってまいります。

つきまして、下記のとおり開幕式を行いますので、御多用のところ恐れ入りますが、御出席くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 開催日時 令和元年5月10日（金）午前10時00分から約30分
- 2 開催場所 ふじのくに茶の都ミュージアム  
(静岡県島田市金谷富士見町3053番地の2)
- 3 交通案内 JR金谷駅から無料シャトルバスを運行いたします。  
お車でお越しになる場合は、後日、駐車の案内をお送りいたします。
- 4 その他の お車でお越しになる場合は、後日、駐車の案内をお送りいたします。
- 5 出欠報告 別紙により、4月18日（木）までにFAXもしくは電子メールで御連絡をお願いいたします。  
FAX: 054-202-1460  
Mail: wof@pref.shizuoka.lg.jp

担当 第7回世界お茶まつり実行委員会事務局  
(静岡県経済産業部農業局お茶振興課内)  
電話 054-202-1488  
FAX 054-202-1480

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

## 支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木澄美)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	NPO 法人 ハイネットふじ 年会費		
年 月 日	令和元年 5月18日～平成 年 月 日	金 額	3,000円

会の趣旨・目的	高齢者福祉を支援する市民活動
会の活動内容等	高齢者福祉サービスの内、いきいきディサービスや介護相談員などを介護施設に派遣するなどの活動を展開する市民団体
政務活動・県政との関連性	高齢者福祉の内、介護支援や健康推進を実現するために、市民活動としてどのように関わっているかを調査

## 《領収書貼付枠》

対象期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

※添付書類：団体の会則・事業概要・その他（総会資料(裏面)）

按分の理由 全て政務活動に関わる	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,000円	/	100% 3,000円

※按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領

収 証

様

No.

令和  
年  
月

200-

上記正に領収いたしました

N P O ハイネット・ふじ  
 特定非営利活動法人  
 〒417-0052 静岡県富士市中央町1丁目2番1号  
 TEL/FAX(0545)53-4165

内 記

税抜金額

消費税額等( %)

取 天

印 紙

コクヨ ウケ-1097

議第3号

## 2019年度（令和元年）事業計画（案） (平成31年4月1日～令和2年3月31日)

## 1. 「すこやか俱楽部」

## ① 生きがいディサービス

住み慣れた地域で、安心して暮らしていくように、多くの皆さんとふれあい、健康管理に注意し食事（昼食）サービス・栄養などの指導・脳トレ運動・趣味活動を取り入れて、利用者の皆さん生きがいを持って毎日を過ごすことが出来るよう取り組み、社会参加の促進を図ります。

閏所曜日。。。月・金(週2回)

關所時間：10:00~14:00

健康づくりデイサービスも同じ曜日、同じ時間で実施。

## ② 健康づくりデイサービス

メリハリをつけて、いろいろな体操に取り組み、自立した生活を少しでも長く続けられるように、また楽しく貯筋できるように身体を動かし、健康づくりへの取り組みを実施していきます。

- ・令和元年の生きがいデイサービス登録者・・・9人
  - ・令和元年の健康づくりデイサービス登録者・・・13人

・季節に応じた行事を取り入れ、皆さんに楽しんでいただけるように実施していくきます。(お花見、夏祭り、紅葉狩り、クリスマス会等)

## 2. 介護相談員派遣事業

- ・毎月1回 第三火曜日 介護相談員定例会開催（研修も含む）
  - ・1月～2月にかけて行政・施設・介護相談員の三者で意見交換会を開催
  - ・令和元年の訪問施設・・・25ヶ所

今年度は、5ヶ所新しく訪問することになりました。利用者や入居者の皆さんのが、よりよいサービスが受けられるように皆さんの「声」を施設側へ届けていきます。

### ＜今年度の訪問施設＞

- ・老人保健施設（1ヶ所）・・・ひろみ
  - ・介護老人福祉施設（3ヶ所）・・天間荘、鑑石園、富士まかど

- ・地域密着型介護老人福祉施設（4ヶ所）。。風の杜、あおば、  
ディアナの郷、みずほ園
- ・小規模多機能居宅介護（3ヶ所）。。ハートフルホーム厚原、あつたかおおぶち  
富士の里
- ・グループホーム（4ヶ所）。。。。ぱれっと、いづみのグループホーム、  
松岡グループホーム、たみの里一日乃出町、
- ・特定施設（5ヶ所）。。。。。わだの里、ツクイ・サンシャイン富士、  
ウエルビーアイ・アーバン・リビング富士三ツ倉、リライフ宇東川、富士山するがテラス
- ・住宅型有料老人ホーム（5ヶ所）  
シフティーン富士駅前、でんぼうの丘、フローレンス新富士、  
アイクラシエ富士川成新町、クローバーライフ富士
- ・介護相談員養成研修。。。東京・両国 KFCホール 7/2~7/5
- ・介護相談員現任研修。。。 " " 8/6~8/7

### 3. 視察研修の実施

*外部の制度等のため是非申請も*

#### 4. 自主事業

①着物リフォーム。。。毎月1回 第一木曜日 9:00~12:00  
講師。。。 [REDACTED]

②歌と体操の健康教室。。。毎月第三木曜日 10:00~12:00  
講師。。。 [REDACTED]

③カフェすこやか。。。毎月第二水曜日と

第四水曜日（月2回） 10:00~12:00  
8人のボランティアでシフトを組んで接客していきます。  
皆さんもぜひお立ち寄り下さい。

#### 5. 法人関係

- ・毎月1回 第二木曜日 理事会開催
- ・会報「老いをゆたかに」の発行・発送と東京からの会報発送
- ・キャラバンメイトとしての協力

#### その他の事業及び活動

- ・まちの駅 ほのぼの・吉原「中宿」として事業参加及び協力
- ・地域密着型サービス運営委員として会議出席予定（副理事長。[REDACTED]）

## 議第4号

2019年度 特定非営利活動法人 ハイネット・ふじ 活動予算書(案)  
(2019年4月1日から2020年3月31日まで) (単位:円)

科 目	前年度予算	本年度予算	対前年予算増減	備 考
1. 会費収入	128,000	127,000	△1,000	
正会員 年会費3,000円	108,000	111,000	3,000	37人
賛助会員年会費1,000円	20,000	16,000	△4,000	16人
法人会員一口 5,000円				
2. 事業収入	4,350,200	4,655,000	304,800	
在宅介助・介護事業	918,000	1,098,000	180,000	
生きディ・健康づくりディ利用料		20,000	20,000	
介護相談員派遣事業	3,245,000	3,265,000	20,000	
介護啓発に関する研修派遣	150,000	150,000	0	2名分
視察等研修負担金				
着物リフォーム事業	12,000	60,000	48,000	受講料
歌と体操教室	25,200	42,000	16,800	受講料
力フェすこやか		20,000	20,000	
まちの駅事業				
3. 補助金・寄付金				
個人寄付金				
民間団体寄付金				
4. その他収入	1,000	1,000		
雑収入	1,000	1,000		利子
5. 予備費		100,000	100,000	
当期収入合計 (A)	4,479,200	4,883,000	403,800	
前期繰越収支差額	4,515,813	4,515,813	0	
収入合計 (B)	8,995,013	9,398,813	403,800	
II. 支出の部				
1. 事業費	3,146,200	3,437,000	290,800	
(1) 在宅介助・介護事業	1,213,000	1,325,000	112,000	
職員給料	850,000	950,000	100,000	
旅費交通費	29,000	33,000	4,000	
通信費				
消耗品費	30,000	30,000	0	
行事費	5,000	5,000	0	行事写真代等
家賃	157,000	157,000	0	
什器お茶等購入費		9,000	9,000	
水道料金	140,000	22,000	0	
ガス代		6,000		
電気代		112,000		
保険料	1,000		△1,000	
雑費	1,000	1,000	0	
(2) 介護相談員派遣事業	1,691,000	1,704,000	13,000	
相談員報酬	1,600,000	1,600,000	0	
相談員交通費	90,000	100,000	10,000	
通信費・消耗品費	1,000	1,000	0	
連絡会費		3,000	3,000	資料、参考文献等
(3) 会議啓発に関する研修	150,000	170,000	20,000	
介護相談員養成研修	150,000	110,000	40,000	
介護相談員現任研修		60,000	△20,000	
(4) 視察等研修負担金		100,000	100,000	
先進都市視察研修		100,000	100,000	

(5)福祉関係団体及び市民 組織等との連携事業	37,200	38,000	800	
会費及び交際費	12,000	38,000	26,000	東京会費・会報代
会報・資料代	25,200		△25,200	
視察研修				
(6)法人運営と会員事業 総会・機関紙発行費	30,000	20,000	△10,000	会報「老いをゆたかに」
	30,000	20,000	△10,000	
(7)自主事業 着物リフォーム事業費	20,000	75,000	55,000	
歌と体操健康教室事業		48,000	48,000	講師料
カフェすこやか	20,000	10,000	10,000	講師料 消耗品代、保険代
(8)その他事業 まちの駅事業	5,000	5,000	0	
	5,000	5,000	0	会費
2. 法人管理費	1,327,000	1,446,000	119,000	
人件費	380,000	430,000	50,000	
労働保険料	15,000	15,000	0	
旅費交通費	9,000	16,000	7,000	
広告宣伝費				
通信費	70,000	5,000	△65,000	
水道料金	140,000	(14,000)	0	
ガス代				
電気代				
什器お茶等購入費				
消耗品費	75,000	75,000	0	印刷用紙トナーレ代他
減価償却費				
家賃	628,000	628,000	0	
修繕費		60,000	(60,000)	エアコンクリーニング
交際費	5,000		△5,000	
雑費	5,000	1,000	△4,000	
NTT電話料金		51,000	51,000	
ケーブルテレビ料金		25,000	25,000	
3. 予備費	6,000	0	0	
当期支出会計 (C)	4,479,200	4,883,000	403,800	
当期収支差額 (A)-(C)		0	0	
次期繰越収支差額	4,515,813	4,515,813	0	

(\*科目間の流用を認める)

整理番号

1-7-05-07

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

## 支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要諭情報等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	富士見台地区各種まちづくり団体新役員との懇談会		
年 月 日	令和元年 5月18日～平成 年 月 日	金 額	5,000円

目的	地区まちづくり各種団体役員との新年度事業や県要望についての意見交換
使途	懇談会参加会費
政務活動・ 県政との 関連性	新役員としてまちづくり団体に初めて参加する市民もいることから、県政概要と議会の役割などについて報告した。また、これまでに地区から県に対する要望が上がっており、その進捗状況や今後の見通しなどを報告した。

《領収書貼付枠》

領 収 書
令和元年度富士見台地区新役員顔合せ会
<u>鈴木 澄美 様</u>
<u>¥5,000-円</u>
但し 新役員顔合せ会会費として 上記正に領収いたしました。
令和 元年 5月 18日
富士見台地区まちづくり協議会 会長

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	5,000円	100%	5,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

## 指針様式第1号

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
--------	-------	--	-------	--	-------	--

## 活動概要書(会議・懇談会参加)

令和元年 5月18日

会派名・議員氏名 自民改革会議 鈴木澄美

活動名	富士見台地区各種まちづくり団体新役員との懇談会					
活動概要	1 参加日時	令和元年5月18日				
	2 場 所	富士市農協会館 ホワイトパレス				
	3 参 加 者	富士見台地区まちづくり各種団体 約100名				
	4 内 容	① 主催者（富士見台地区まちづくり協議会会長）あいさつ ② 来賓（県議会議員、市議会議員）あいさつ ③ 県政報告・市政報告 ④ 地区の県および市に対する要望事項の進捗状況説明 ⑤ 各種団体から地区の活動と県・市との関わりについて質疑応答				
	※ 政務活動のため、按分率は、1/2・1/3・1/1とする。 なお、飲食を伴う会議・懇談会の会費は、充当上限額を5,000円とする。					
	経 費	項目	政務活動費支出額	領収書番号	内 容	
	参加費	5,000円	5-7	新役員顔合わせ会会費		
	合 計	5,000円				
備 考						

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

## 支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	公益財団法人日本ライフセービング協会法人設立祝賀会参加		
年 月 日	令和元年 5月18日～平成 年 月 日	金 額	14,140円

目的	公益財団法人日本ライフセービング協会の法人設立祝賀会に出席し、役員等との関係を強化して、県営富士水泳場への全国大会誘致を実現する。
使途	交通費及び法人設立祝賀会への参加会費
政務活動・県政との関連性	県営富士水泳場の利活用に関し、全日本ライフセービング競技全国大会誘致によるスポーツ振興と富士地域の観光振興実現のため、法人化に伴う競技団体組織幹部との交流強化を目的とした。

## 《領収書貼付枠》

JR吉原駅からJR三島駅を経由してJR東京駅、JR信濃町駅までの交通費（往復）	8,640円
吉原駅駐車場利用料	500円
祝賀会参加費 10,000円のうち	5,000円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	14,140円	100%	14,140円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

S-002

2019年5月25日

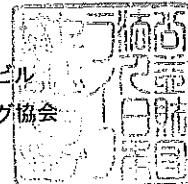
## 領收証

金木 達美 様

¥10,000-

公益財団法人設立祝賀会 会費として

105-0013  
 東京都港区浜松町2-1-18 トップスビル  
 公益財団法人 日本ライフセービング協会



銀-No 520106 領收書-No 18  
 窓口-No 102

## 領 収 書

様

金額 ¥8,640円  
 「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2019年5月25日  
 東海旅客鉄道株式会社  
 ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納  
 付につき名古屋中村  
 税務署承認済

吉原駅

現金出納社員

F 開発吉原駅第2駐車場  
 駐車證明書

駐車證明書はダッシュボードの上の  
 確認しやすい場所に置いてください

車両番号 [REDACTED]  
 有効期限 05/26 08:09

F 開発吉原駅第2駐車場  
 領收証

精算 19/05/25 08:08:01

現金 500円

指針様式第1号

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
--------	-------	--	-------	--	-------	--

## 活動概要書(会議・懇談会参加)

令和元年 5月25日

会派名・議員氏名 自民改革会議 鈴木澄美

活動名	公益財団法人日本ライフセービング協会法人設立祝賀会出席			
活動概要	1 参加日時	令和元年5月25日		
	2 場所	東京 明治記念館		
	3 参加者	公益財団法人日本ライフセービング協会関係者 約100名		
	4 内容	① 法人設立祝賀会セレモニー ② 日本ライフセービング協会役員との意見交換 ③ 日本水泳連盟会長および関係者との意見交換 ④ 全国地方自治体関係者との意見交換		
	※ 政務調査のため、按分率は、 <del>1/2・1/3・1/1</del> とする。 なお、飲食を伴う会議・懇談会の会費は、充当上限額を5,000円とする。			
経費	項目	政務活動費支出額	領収書番号	内 容
	参加費	5,000円	5-8-1	祝賀会参加費
	交通費	8,640円	5-8-2	JR新幹線・在来線・中央線
	駐車料	500円	5-8-3	吉原駅駐車場利用料
	合計	14,140円		
備考				

様式第2号

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<b>県外調査概要書</b>						
令和元年5月18日						
会派名・議員氏名　自民改革会議　鈴木澄美						
目的	公益財団法人日本ライフセービング協会の法人設立祝賀会に出席し、役員等との関係を強化して、県営富士水泳場への全国大会誘致を実現する。					
年月日	令和元年5月18日					
場所	東京 明治記念館					
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行程　自宅（自家用車）～JR吉原駅～JR三島駅（新幹線）～JR東京駅～JR信濃町駅～明治記念館～JR信濃町駅～JR東京駅（新幹線）～JR三島駅～JR吉原駅（自家用車）～自宅</li> <li>2. 対応者　公益財団法人日本ライフセービング協会関係者　約100名</li> <li>3. 聴取内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>日本ライフセービング協会役員との意見交換</li> <li>日本水泳連盟会長および関係者との意見交換</li> <li>水泳競技を誘致する全国地方自治体関係者との意見交換</li> </ul> </li> <li>4. 県政への反映           <p>県ではラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック開催を契機に、スポーツ振興について積極的な取り組みを始めている。</p> <p>県営スポーツ施設も老朽化の問題を抱えているが、部分的な改善・改修で対処しているものの、改築なども視野に入れていかねばならない。しかし、財政的な課題もあることから、施設の活用状況を高めることは重要であり、大きな大会の誘致などにより、その実績を積み上げることは重要である。今回、県富士水泳場を会場とした継続的な全国大会の誘致を実現し、その可能性を高めるために関係者との交流を深めた。</p> </li> </ol>					

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

## 様式第1-1号

整理番号 1-7-05-09

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	(印)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

## 支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県医療審議会委員委嘱 説明		
年 月 日	令和元年5月27日～平成 年 月 日	金 額	2,410円

目的	県医療審議会委員委嘱 説明
使途	交通費 (JR新富士駅からJR静岡駅) と (JR静岡駅から吉原駅) (岳南吉原駅から岳南富士岡駅)
政務活動・ 県政との 関連性	県医療審議会委員に備えて審議内容の確認

## 《領収書貼付枠》

<p align="center"><b>領 収 書</b></p> <p align="center">Receipt</p> <p>領収年月日 2019.5.27</p> <p>金額 ¥1,440(消費税等込み)</p> <p>上記金額確かに領収いたしました</p> <p>購入商品 JR乗車券類 JR tickets (60132枚)</p> <p>東海旅客鉄道株式会社 (東)新富士駅 新富士駅W803発行 00133-02</p> <p align="right">印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済</p>	<p align="center"><b>領収書</b></p> <p align="center">ご利用日付 2019年05月27日</p> <p align="center">時刻 17時08分</p> <p align="center">取引内容: 乗車券 金 670円</p> <p align="center">伝票番号: 17230</p> <p align="center">● この領収書は大切に保管してください。 ● 毎度ありがとうございます。</p> <p align="right">静岡駅 券102発行 JR東海</p>
---	---

按分の理由 全てが政務活動費	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,410円	100%	2,410円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

支 払 証 明 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

(整理番号 1-7-05-09)

下記のとおり支払ったことに相違ありません。

平成31年5月27日

議員氏名 鈴木 澄美



支払先	内容・積算の内訳	金額(円)
岳南電車	岳南吉原駅から岳南富士岡駅	300円

※ 本様式は、公共交通機関で領収書等が発行されない場合の運賃（例：私鉄・路線バス等への現金乗車）及び回数券で有料道路を利用した場合の1回分の利用料金に限り使用することができます。

## 様式第1-2号

整理番号	1-7-05-10
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

## 支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 鈴木澄美)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	NPO法人 鎮守の森を育てる会 年会費		
年 月 日	/令和元年 5月 28日~平成 年 月 日	金 額	2,000円

会の趣旨・目的	里山づくりや農業を通してまちづくりの活性化や環境教育に取り組む
会の活動内容等	環境の保全、社会教育の推進、まちづくりの推進、子どもの健全育成等を図るための活動
政務活動・県政との関連性	森林の保全や環境教育活動の県のモデル的な市民活動団体。県が関わり年2回開催される「森づくり県民大作戦」の協力団体。森林保全活動を推進する実践団体として、県の資料に掲載。

## 《領収書貼付枠》

対象期間 平成31年4月1日から/令和2年3月31日まで

※添付書類：団体の会則・事業概要・その他（総会資料(幹事会)）

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に関わる	2,000円	/	2,000円

※按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

## 領 収 書

鈴木 澄美 様

¥2,000※

但し、会費として正に領収しました。

令和元年5月28日

NPO法人鎮守の森を育てる会

理事長 斎藤忠治



## 令和元年度 活動予算書

平成31年年4月1日から令和2年3月31日まで

特定非営利活動法人 鎮守の森を育てる会

(単位：円)

科 目	予算額(イ)	前年度決算額(ロ)	増減(ロ)－(イ)	備 者
I 経常収益				
1 受取会費				
(1)正会員受取年会費	100,000	84,000	16,000	50会員
(2)賛助会員受取年会費	490,000	478,000	12,000	55社
受取会費計	590,000	562,000	28,000	
2 受取寄附金	0	0	0	
(1)受取寄附金	0	0	0	
受取寄附金計				
3 受取助成金等				
(1)受取助成金	100,000	100,000	0	県緑化協会、小さな親切運動 NPO協議会他
(2)受取補助金	0	0	0	
受取助成金等計	100,000	100,000	0	
4 事業収益				
(1)里山整備事業収益	0	0	0	
(2)環境教育啓発事業収益	10,000	6,300	3,700	森づくり大作戦会費収入
事業収益計	10,000	6,300	3,700	
5 その他収益				
(1)雑収益	1,000	11	989	利息他
その他収益計	1,000	11	989	
経常収益計	701,000	668,311	32,689	
II 経常費用				
1 事業費				
(1)里山整備事業費	320,000	117,852	202,148	東屋移築費用、材料費、傷害保険料
(2)環境教育啓発事業費	100,000	90,290	9,710	森づくり大作戦経費他
(3)情報提供及び広報誌発行事業費	90,000	44,164	45,836	会報誌2回発行
(4)調査・研究関係団体との交流事業費	10,000	3,000	7,000	NPO協議会他
(5)財務関係事業費	60,000	23,722	36,278	賛助会員への情報提供他
(6)女性部事業費	30,000	15,186	14,814	花苗他
事業費計	610,000	294,214	315,786	
2 管理費				
(1)印刷製本費	30,000	29,807	193	会議資料・通知文書印刷
(2)会議費	35,000	30,000	5,000	吉津公民館使用料他
(3)旅費交通費	10,000	1,160	8,840	車使用料他
(4)通信運搬費	12,000	12,000	0	文書配布
(5)消耗品費	5,000	4,342	658	事務用品他
(6)保険料	20,000	19,345	655	各事業共通の保険
(7)交際費	30,000	7,074	22,926	慶弔見舞他
(8)事務費	10,000	1,400	8,600	その他費用
管理費計	152,000	105,128	46,872	
経常費用計	762,000	399,342	362,658	
当期経常増減額	-61,000	268,969	-329,969	
III 経常外収益				
1 過年度損益修正益	0	0	0	
IV 経常外費用				
1 過年度損益修正損	0	0	0	
当期正味財産増減額	-61,000	268,969	-329,969	
前期繰越正味財産額	1,484,578	1,215,609	268,969	
次期繰越正味財産額	1,423,578	1,484,578	-61,000	

情報提供及び 広報誌発行事業	・広報誌の発行(32・33号) ・編集会議 ・活動記録の保存	2回 2回 通年	富士市内 吉津公民館	6名 6名 20名	正会員・賛助会員・自治会・神社委員会等 150名	90
調査・研究・関係団体との交流事業	・NPO 協議会	6月	富士市内	1名		10
財務関係事業	・正会員募集 ・賛助会員募集 ・賛助会員への情報提供	通年 11・12月 3回	富士市内	10名 6名 6名	50名 55社 55社	60
女性部事業	・花壇の管理 ・花づくり研修会 ・不定期作業	定期(10日) 11・12月 3回	駐車場 県内	30名 10名 240名	富士川・松野地区17,000名	30
事業費 合計						610

## 会員会費細則

第1条 この法人の会費は、次に掲げる額とする。

### 1. 正会員

#### (1) 個人会費

- |            |           |
|------------|-----------|
| ①一般        | 2,000 円／年 |
| ②家族会員      | 2,500 円／年 |
| ③高校生以下個人会員 | 1,000 円／年 |

(2) 法人、団体会員一口 10,000 円／年

### 2. 賛助会員

(1) 個人会員一口 3,000 円／年

(2) 法人会員一口 5,000 円／年

## 附則

1. この細則は、令和元年6月1日から施行する。

## 《参考》定款抜粋

### 前略

### 第三章 会員

#### (種別)

### 第6条

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員 この目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を援助するために入会した個人及び団体

### 中略

#### (会費)

### 第8条

正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

### 中略

### 第十章 雜則

### 第55条

この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

### 正会員

(1) 個人会費 ①一般 2,000 円／年 ②家族会員 2,500 円／年 ③高校生以下個人会員 1,000 円／年

(2) 法人、団体会員一口 10,000 円／年

### 賛助会員

(1) 賛助会員一口 5,000 円／年

### 後略

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

## 支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 鈴木澄美)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	富士市日中友好協会 年会費		
年 月 日	平成31年 5月27日～平成	年 月 日	金 額 5,000円

会の趣旨・目的	中国嘉興市と富士市民の友好を促進する
会の活動内容等	富士市は中国浙江省嘉興市と友好提携を結んでおり、定期的な相互訪問や、国際交流フェア、富士市在住中国人との定期的な交流会を開催し、友好を深める。
政務活動・県政との関連性	静岡県は中国浙江省との友好提携を結んでおり、また、基礎自治体同士の交流も盛んであることから、市民レベルの相互理解を深めるための実情を調査。

## 《領収書貼付枠》

対象期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他（規約）

按分の理由 全て政務活動に関わる	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,000円	/	100% 5,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-7-5-11

21

領 収 証

鈴木證美様 / 令和元年 5月 27日

★ ¥5,000-

但 2019年度 年会費 ¥ 5,000-

上記正に領収いたしました

内 訳  
税抜金額  
消費税額等( %)

〒417-0826 富士市中里 1402-1  
富士市日中友好協会  
会長 渡辺 敏昭

コクヨ ウケ-1048

## 富士市日中友好協会 規約

### (名称)

第1条 この会は富士市日中友好協会といい、静岡県日中友好協会に属し、事務局を事務局長宅に置く。

### (目的)

第2条 この会は、思想、信念、政党政派の違いを超えて、各会各層の日中友好を願う人々が、「日中共同声明」「日中平和友好条約」を基盤とし、日中友好の一点で集結する全市民的組織であり、日中両国民の相互理解と友好を深め、両国の繁栄と世界平和に貢献することを目的とする。

### (事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 日本中国相互の国情と文化の研究、紹介。
2. 友好使節の交換（公的な訪中については助成することができる。）
3. 日本中国の文化、芸術、学術、技術、体育などの各分野にわたる交流促進。
4. 在中国人、中国帰国者との交流促進。
5. その他必要な事項。

### (会員)

第4条 この会の目的は、規約に賛成し、会費を納める者を会員とする。

### (機関)

第5条 この会は次の機関をおく。1. 総会 2. 理事会

総会はこの会の最高決議機関で、年1回開催する。但し、理事会が必要と認めた時には臨時会員総会を開くことができる。総会の議長は会長が務める。

### (役員)

第6条 この会は次の役員をおく。

名誉会長1名、会長1名、副会長若干名、相談役若干名、事務局長1名、事務局次長1名、会計1名、会計監査2名とし、理事若干名、役員は総会で選出し任期は2年とする。

(顧問、参与)

第7条 この会には顧問、参与をおくことができる。

(財源)

第8条 この会の財源は会費、事業収入、寄付金等の収入をもって充てる。会費は年額2千円とする。(但し、役員5千円、理事及び参与3千円、県会議員参与5千円、顧問は特別会費として、1万円、家族会員は一般会員の半額とする。)

第9条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第10条 この規約に定めないものは理事会で決める。

付則 この規約は1990年7月10日より実施する。

この規約は2003年7月6日より実施する。

この規約は2005年7月3日より実施する。

この規約は2006年7月2日より実施する。

この規約は2007年7月1日より実施する。

### 第3号議案 令和元年度事業計画について

特定非営利活動法人 鎮守の森を育てる会

#### 令和元年度 事業計画書

##### 1 事業の方針

- ・第1期地区～第4期地区の施設・樹木の保全管理
- ・東屋の移設
- ・第2駐車場周辺の花壇管理
- ・農地・果樹園の管理
- ・植生調査と今後の植生計画の作成
- ・新会員募集と財政の安定化

##### 2 事業の実施に関する事項

###### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	実施日	実施場所	予定人員	受益対象者の範囲及び人数	予算額(千円)
里山整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回作業</li> <li>・第2回作業</li> <li>・第3回作業</li> <li>・第4回作業</li> <li>・第5回作業</li> <li>・第6回作業</li> <li>・第7回作業</li> <li>・第8回作業</li> <li>・第9回作業</li> <li>・第10回作業</li> <li>・不定期作業</li> </ul>	4月 13日 5月 11日 6月 8日 7月 6日 9月 14日 10月 12日 11月 9日 12月 14日 2月 8日 3月 14日  通年(30日)	      明見神社周辺 里山	15名 15名 15名 15名 15名 15名 15名 15名 15名 15名 60名	富士川・松野地区 17,000名	320
環境教育啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春の森づくり参加者募集巡回</li> <li>・小さな親切運動連携事業</li> <li>・春の森づくり県民大作戦</li> <li>・秋の森づくり県民大作戦</li> <li>・里山リーダー研修・技術研修</li> <li>・植生調査・植生計画</li> </ul>	4月 8日  4月 13日 5月 11日  11月 9日  通年	小学校・幼稚園 他  富士市室野 明見神社周辺 里山  明見神社周辺 里山 県内  明見神社周辺 里山	2名  17名 50名  50名  5名  20名	富士川・松野地区 17,000名	100

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

## 支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	携帯電話およびデータ通信費		
年 月 日	引き落とし日 令和1年7月1日	金 額	3, 299円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	令和1年6月請求分
政務活動・県政との関連性	

## 《領収書貼付枠》

基本料金	743円 (基本料金)
パケット定額料金	4, 700円 (通信料)
カケホーダイ定額料	667円 (通話料)
(小計)	6, 110円

消費税 (8%)	488円
----------	------

合 計	6,598円
-----	--------

按分の理由 私用との按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6, 598円	1/2 %	3, 299円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-7-5-12

年	月	日	記号	奉支払い金額	余額分り金額	差し引支拂高	備考
1	31-04-25		BA				
2	31-04-26		FF				
3	1-05-07		BF				
4	1-05-10		BF				
5	1-05-23		BA				
6	1-05-27		BF				
7	1-05-31		BF				
8	1-05-31		FF				
9	1-05-31		BA				
10	1-06-10		BF				
11	1-06-10		BA				
12	1-06-24		BA				
13	1-06-28		FF				
14	1-06-28		BA				
15	1-07-01		BF				
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

お客様 氏名 CUSTOMER NAME	鈴木 澄美	様
お客様 電話 番号 PHONE NUMBER	[REDACTED]	

## ご利用額のご案内

下記、ご利用料金をご指定の口座から振替させていただきます。

The following amount was transferred from your account.

ご利用年月 MONTH OF USE	2019年5月ご利用分
ご利用額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY うち、消費税等相当額 TAX	7,313円 (541円)
振替日 TRANSFER DAY	2019年7月1日(月)

前々月ご利用額	7,313円(税込)
タイプX1にねん (2019年 5月末現在)	継続利用期間は、5月末で8年です。タイプX1にねんご契約期間は4か月です。
* * * *	* * * *

ポイントのお知らせ	dポイントがたまる・つかえる街のお店やネットサイトはどんどん拡大中です。 普段よく利用されているあのお店やあのサイトでも、dポイントがたまる・ つかえるかもしれません。ぜひ「dポイントクラブサイト」で最新情報をご確認 ください。
* * * *	* * * *

## お知らせ

【NTTドコモからのお知らせ】-----

\*\*\* ドコモからのお知らせ \*\*\*

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

ユニバーサルサービス制度の番号単価の改定に伴い、2019年7月ご利用分からユニバーサルサービス料を1電話番号あたり月額2円（税抜）から3円（税抜）に改定いたします。詳しくはドコモのホームページにてご確認ください。引き続きお客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 株式会社NTTドコモ 料金領収証

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。

The following amount was transferred from your account.

株式会社NTTドコモ

〒100-6150

東京都千代田区永田町2-11-1

請求年月 MONTH OF ISSUE	* * * *	
領収金額 AMOUNT OF RECEIVED	* * * *	
領収金額のうち、消費税等相当額 CONSUMPTION TAX	* * * *	
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	* * * *
	口座番号 (ACCOUNT)	* * * *

整理番号 1-7-05-13

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

## 支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務旅費・人件費		
内 容	事務員雇用		
年 月 日	令和1年5月1日～令和1年5月31日	金 額	63,175円

目的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用
使途	令和1年5月分給与
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》

給与明細書 令和1年5月分

氏名	給与	手当	支給総額	控除	差引支給額	受領印
	126,350	0	126,350	0	126,350	

雇用時間数 133.0 h × 単価 950円 = 給与総額 126,350円

126,350 × 1/2 = 63,175円 (政務活動費充当)

按分の理由 後援会との按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
		1/2	
	126,350円		63,175円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者		
----	-------	--	-------	--	-------	--	--

## 支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請交渉等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所賃借料		
年 月 日	令和1年5月1日～令和1年5月31日	金 额	49,500円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の賃借
使途	令和1年度5月分賃借料 (水道光熱費、ファックス・コピー等使用料、駐車場料を含む)
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》

領収書はそれぞれ発行

按分の理由 後援会との按分	領収書金額(a) 99,000円	按分率(b) 1/2	政務活動費支出額(a×b)
			50%
			49,500円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-7-5-14

領 収 証

令和1年5月31日

印 紙

円

鈴木 澄美 様

¥ 4 9 , 5 0 0 ※

(現金・小切手)

但 富士市比奈1418番地の2、5月分事務所賃料  
水道光熱費・通信費および駐車場の賃料

内訳 政務活動+後援会 合計99,000円(政務活動費分按分1/2 49,500円)  
事務所賃料:60,000円 水道光熱事務・通信費:24,000円 駐車場3台分:15,000円

上記金額正に領収致しました。

住 所 富士市比奈1418番地の2  
株式会社 富士不動産センター  
氏 名 代表取締役 鈴木 茂樹

割り印 キリトリセソ

整理番号	1-7-05-15
------	-----------

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	(印)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

## 支出証拠書（自動車燃料代）

【5月分】

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

## (経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	860	18円× 860km／km	15,480円

※単価による充当方式 : 単価(円) × 走行距離(km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額(円) × 走行距離(km) / 総走行距離(上記C)(km)

・充当限度割合による按分 : 領収書金額(円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った（充当した）ことを証明します。 議員氏名

鈴木澄美 (印)

## 《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に関するものである	15,480円	/	15,480円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
5月7日	アオイパーク視察の打ち合わせ	自宅—県庁(往復)	96
5月7日	TMO吉原総会と意見交換会	自宅—吉原商店街(往復)	10
5月10日	第7回世界お茶まつり・社会保険労務士会との懇談	自宅—ふじさん茶の都ミュージアム—県庁—自宅	192
5月11日	春の森づくり県民大作戦視察	自宅—岩淵地区(往復)	34
5月12日	子ども向け環境教育市民団体との意見交換	自宅—中野台(往復)	36
5月13日	沼川支流河川改修要望現地調査	自宅—沼川支流(往復)	10
5月14日	須津川河川整備担当者立ち会い	自宅—須津川沿線(往復)	8
5月15日	田子の浦地区リーン30設定要望意見交換	自宅—田子の浦まちづくりセンター(往復)	16
5月15日	富士岡交差点改良地権者意見交換	自宅—川尻地権者(往復)	6
5月16日	アオイパーク視察	自宅—沼津市アオイパーク(往復)	24
5月16日	富士農林事務所管内本年度事業説明	自宅—富士農林事務所(往復)	16
5月16日	吉永北地区街づくり協議会意見交換	自宅—吉永北街づくりセンター(往復)	6
5月18日	介護福祉団体総会における意見交換	自宅—フィランセ(往復)	16
5月18日	富士見台地区まちづくり団体との意見交換	自宅—ホワイトパレス(往復)	14
5月19日	富士市水防団訓練視察	自宅—富士川河川敷(往復)	28
5月19日	田子の浦地区地産地消イベント視察	自宅—ふじのくにみなと公園(往復)	14
5月23日	吉原商店街新香会総会と懇談会	自宅—商店街事務所(往復)	10
5月23日	富士富士宮地区農商工業組合総会と懇談会	自宅—樟泉閣(往復)	12
5月24日	富士市町内会連合会総会および役員との意見交換	自宅—ロゼシアター(往復)	14
5月24日	ふじのくにCNF研究開発センター視察	自宅—富士工業技術支援センター(往復)	24
5月24日	富士地区貨物運送事業協同組合総会と意見交換	自宅—ホテルグランド富士(往復)	20
5月25日	公益財團法人日本ライフセービング協会法人設立祝賀会参加と懇談会	自宅—JR吉原駅(往復)	10
5月25日	富士市一般産業物協同組合総会と意見交換	自宅—樟泉閣(往復)	12
5月27日	医療審議会委員委嘱についての説明	自宅—新富士駅(往復)	16
5月28日	森林保全活動市民団体総会と意見交換	自宅—吉津公会堂(往復)	34

5月29日	国一バイパスおよび田子の浦小学校通学区交通安全対策現地視察	自宅—川成島—田子の浦小学校—自宅	28
5月30日	市内交通安全対策要望の富士土木事務所との協議	自宅—富士土木事務所(往復)	16
5月30日	富士市環境衛生自治推進協会総会と意見交換	自宅—ロゼシアター(往復)	14
5月30日	富士山観光交流ビューロー総会と意見交換	自宅—富士商工会議所(往復)	14
5月30日	富士市生涯学習推進会総会と意見交換	自宅—ロゼシアター(往復)	14
5月31日	ドローン活用懸強会	自宅—県庁(往復)	96
合 計			860